

## 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業のご案内(募集)

中央会では、小企業者組合を対象に平成23年度小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の実施組合を募集しています。

この事業は、組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援するものです。

### 1. 事業内容

- ①小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、等に関するフィージビリティ・スタディ。
- ②上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、テストマーケティング等の具体化のための事業。(注：この事業は、フィージビリティ・スタディに続いて当該年度において実施していただくことが条件となります。)

### 2. 補助対象者

本事業の補助対象は、以下の要件を備えている小企業者組合とします。

- ①事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人(以下同じ))以下の会社及び個人)であるもの。
- ②事業協同小組合及び企業組合。
- ③協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- ④事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。
- ⑤前記①～④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

(裏面へ続く)

### 3. 補助対象組合の要件

①事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障を来す恐れがないこと。②本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。③本年度において、本事業と同様の内容の事業について、他の機関等から助成を得ていないこと。④組合等の財政が健全であること。

### 4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

#### (1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は1,200千円を上限とし、総事業費の2/3を助成します。

#### (2) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

なお、補助金については、事業終了後提出された実績報告書に基づいて確定した金額を支払うこととしますが、実施組合の要望がある場合は、別途公募要領により、補助金交付決定額のうち使用した金額の一部について概算払いをすることができます。

対象経費科目	適 用
謝 金	委員手当、専門家謝金
旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員等旅費
会 議 費	委員会のお茶代
印 刷 費	資料等印刷費、調査票等印刷費、報告書等印刷費
原 稿 料	報告書等執筆に伴う原稿料
雑役務費	アルバイト代
通信運搬費	委員会等開催通知費、調査票等の発送、資料等の送付
消耗品費	本事業に必要な消耗品費
借 損 料	会場等の借上料、機器等の借上料
委 託 費	集計作業等の委託費

(注) 対象経費科目の支出範囲については、別途公募要領によるものとする。

### 5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成24年2月15日まで

### 6. 受付期間・申請書類の提出

平成23年6月30日まで。別途交付規程の申請書等を本会へ提出して下さい。

問い合わせ 奈良県中小企業団体中央会  
電話 0742-22-3200  
FAX 0742-26-0125